

自治協だより

令和6年

5月(50号)

問い合わせ先
板付北校区自治協議会
北会館 582-3750
担当 針生 亨

「笑顔で声かけ地域の和（輪）」（板北キャッチコピー）

上記の言葉を、「合言葉」に笑顔で明るい町づくりに、ご協力をお願い致します

子ども部会 担当 城野

12日(日)中学生親子親善スポーツ大会(ファミリーバトミントン)

- ・板付北小学校体育館 開会式：8時30分
- ・参加対象者：板付北校区各町内・自治子ども会に

加盟している中学生及び保護者

衛生連合会 担当 植木

7日(火) ひまわりの会 10:00 北会館

14日(火) 歩こう会「ウォーキング」10:00 北会館

28日(火) 歩こう会「ウォーキング」10:00 北会館

高齢者会 担当 小西勝三

11日(土) グラウンドゴルフ大会 8:30 北小校庭

- ・北小校庭にて8時30分から受付しています自由参加です
- ・飲み物はご持参ください ・用具は準備しています

会長会 担当 針生

18日(土) 会長会 19:00 北会館 事業・要望等の議論をします

- ・参加者：自治協議会役員、町内自治会長

体育振興会 担当 川下

19日(日) 校区ソフトボール大会 8:30 板北小校庭、下水処理場

- ・参加者：一般社会人

社会福祉協議会 担当 小西勝三

22日(水) 社会福祉協議会総会 19:00 北会館

- ・参加者：関係者

自治協議会委員会 担当 針生

25日(土) 委員会 19:00 北会館 事業・要望等の審議をします

- ・参加者：自治協議会役員、町内自治会長、各種団体会長、客員（公民館館長、板北小PTA、板中PTA）

その他

- ・上記の事業は、天候、新型コロナウイルス感染症等その他諸般の事情で「中止、変更」になる場合があります。



バドミントン大会



ウォーキング



高齢者会グラウンドゴルフ



ソフトボール大会



会長会・自治協議委員会

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4 みどりの日
	北会館休館				憲法記念日 北会館休館	紙ステ開放日 北会館休館
5 こどもの日	6	7	8	9	10	11
紙ステ開放日 北会館休館	北会館休館	ひまわりの会				高齢者会 紙ステ開放日
12 カラオケ	13	14	15	16	17	18
紙ステ開放日 中学生親善スポーツ大会(子)	北会館休館	歩こう会				会長会 歓送迎会 紙ステ開放日
19 カラオケ 板北カフェ	20	21	22	23	24	25
紙ステ開放日 校区ソフトボール大会(体)	北会館休館		社会福祉協議会 総会(社)			自治協議委員会 紙ステ開放日
26	27	28	29	30	31	1
カラオケ 紙ステ開放日	北会館休館	歩こう会				紙ステ開放日

※注意：板付北公民館主催事業は掲載していません

自治協議会 歓送迎会 担当 針生 亨

18日(土) 歓送迎会 19:00 北会館

年間を通じて行う事業の紹介

板付北会館でフリースペースとして下記の事業を行います、場所の提供のみです
参加者の方々に運営してください、詳しくは北会館小西まで連絡ください

開催日はカレンダーに **カラオケ** **板北カフェ** で表示しています

社会福祉協議会 担当 小西勝三

「いたきた健康カラオケ」事業 **カラオケ**

・毎週日曜日10:00~16:00 板付北会館一階集会室

民生委員・児童委員会 担当 古賀

「板付北カフェ」事業 **板北カフェ**

・毎月第1・3日曜日10:00~16:00 北会館二階和室



紙ステ開放日

板付北校区ごみ減量委員会からのお知らせ

【板付北校区 リサイクルステーションの利用について】

- ◆利用日：毎週土・日 9時から17時 ※祝日は利用できません！
- ◆設置場所：板付2丁目2番（老人いこいの家向かい側）
- ◆回収品目：新聞紙・段ボール・雑誌・牛乳パック・アルミ缶・雑紙
回収品目は守ってください

※ アルミ缶以外は、「ひも」で縛って出してください

「ひも」はステーションの中にも用意しています



献血にご協力ください！

献血日 6月6日（木）
献血時間 10：00～16：00
献血場所 板付北会館
TEL582-3750

【400mL献血にご協力いただける方】

- ① 体重：男女とも50kg以上
- ② 年齢：男性17歳から69歳 女性18歳～69歳
(65歳以上は60～64歳献血経験者)



献血協力会

会長 荻林 實

自転車保険

担当 各町内会・自治会

間もなく、「自転車保険」を町内会・自治会にて募集を行います、板付北校区住民の方々であれば、誰でも申込みが出来ます。
新規、継続が出来ます。
問い合わせは、お住まいの町内会又は自治会に問合せください。

